鳥取県剣道連盟 会 長 岸田 芊 [公印省略]

・・・(令和3年度改訂)

令和3年度前期 剣道・居合道 審査会資料の送付について(連絡)

平素より鳥取県剣道連盟の事業に対し、格別のご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和3年度前期審査会を下記の要領で実施します。

つきましては、貴剣道連盟会員の皆様(学校・道場等)へのご連絡をお願いいたします。 なお、四・五段の受審希望者は、各郡市剣道連盟で取りまとめて申込書・受審料を添 えて鳥取県剣道連盟に手続きを行ってください。

10級から三段の受審希望者は、各郡市剣道連盟で取りまとめて申込書・受審料を添えて、主管剣道連盟に手続きを行ってください。 また、申込書の修業欄には「小学生、学生(高校・大学)、警察官・自衛官・教員・

公務員・会社員・自営業・農林水産・主婦・その他・無職」と記載するようお願いしま す。(全剣連に申込み申請を行う場合に必要なため。)

記

## 審査会開催会場・日時

(1) 四·五段

A

令和3年8月8日(日)午前10時開会 倉吉市営武道館

· 申込先 鳥取県剣道連盟

〒680-0036 鳥取市川端3丁目216番地 瀧本ビル The・FAX 0857(29)2668

・申込用紙は、 同封の様式でお願いします。

・申込と同時に受審料納入をお願いします。

振込先:山陰合同銀行 鳥取県庁支店 鳥取県剣道連盟 会長 岸田 芊 口座番号 2149733

·申込期限 令和3年7月21日(水) 厳守。

#### (2) 10級~三段

- ·東部地区 令和3年7月4日(日) 午前10時開会 鳥取市武道館
- ・西部地区 令和3年7月4日(日) 午前10時開会 米子市淀江体育館
- ·中部地区 令和 3 年 8 月 8 日(日) 午前 1 0 時開会 倉吉市営武道館 · 八頭地区 令和 3 年 8 月 8 日(日) 午前 1 0 時開会 八頭町郡家武道場
- ・居合道 令和3年8月8日(日) 午後 1時開会 北栄町大栄武道館 ※ 申込用紙は、同封の様式でお願いいたします。

※ 居合道の申込等詳細につきましては、居合道事務局 高岡英明 氏に詳細をお尋 ね下さい。 連絡先 高岡英明 氏 携帯番号 090-4576-6546

#### 2 送付資料

(1) 表書き(各郡市剣道連盟会長あて)

(2) 審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン・・・(令和3年度改訂)

(3) 剣道·居合道 級段位受審資格

- (4) 鳥取県剣道連盟剣道·居合道審査料一覧 (令和2年度現在)
- (5) 剣道段・級位審査項目(受審者用) (令和3年度用)
- (6) 昇段(級)審査実施要領(2枚) (令和3年補筆)

(7) 10、9級 審查項目詳細

- (8) 審査会における安全対策について
- (9) 段位審査を男女別で行うことについて
- (10)認定による受審(受審者)の取り扱い
- (11)段級審查申込書
- (12)剣道学科問題(事前連絡・指導者用)5枚
- (13)居合道学科問題(事前連絡)1枚
- ※ 段級審査申込書等データが必要な方は、以下の担当 大西のメールアドレスまで 所属連盟と担当者名を記載しメールでお知らせください。 鳥取県剣道連盟 大西 メールアドレス iai19780415@outlook.jp

## 審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン

鳥取県剣道連盟では、7月より対人稽古の本格的再開により、9月から各級・段の審査会も再開することといたしますが、この審査会においても、対人稽古再開と同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図り、多くの会員が安心して受審できる様、「審査会実施に当たっての感染拡大防止ガイドライン」を制定いたしました。受審者はもとより、審査員、立ち合い、係員等すべての関係者(以下「関係者」という。)は、この審査ガイドライン並びに6月4日付「対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(一般財団法人全日本剣道連盟)を遵守して、安全な審査会の実施に努めて頂きますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の情勢、鳥取県の方針により、審査ガイドライン の見直しを行うこともあり得ますので、ご留意ください。

## 第1 審査会を開催するにあたって

- 1 鳥取県剣道連盟及び各郡市剣道連盟等(以下ガイドラインにおいて「主催者」 という。)は、審査会を開催するにあたって、鳥取県の感染拡大防止対策指針 並びに審査会場を管理する管理者の方針を遵守する。
- 2 主催者は審査会を開催するにあたって、受審者並びに関係者に対し、この審 査ガイドラインの内容を徹底する。
- 3 主催者は、審査会スケジュールを策定するにあたって、入場・受付の密集を 避けるため受付時間の事前指定や広い受付スペースの確保、トイレ・休憩室の 密集を避けるため休憩時間を長くするなど、全体として余裕を持った時間割に 配意する。
- 4 主催者は、受審者並びに関係者以外(付き添い、保護者、見学者等)は、小学生低学年に対する付き添い(代表1~2名)を除いては、審査会場に入場できないことを、あらかじめ周知・徹底しておく。
- 5 受審者並びに関係者は、審査ガイドラインを遵守し、安全な審査会の運営に 協力する。

## 第2 受審にあたって

- 1 以下に該当する者は受審できない。
  - (1) 基礎疾患のある者

糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患 (COPD)、透析治療者、免疫抑制剤や 抗がん剤使用治療者等。

なお、基礎疾患のある者が、理由あって受審を希望する際は、必ず主治 医の承認を得るよう指導する。

- (2) 発熱のある者(一般的には37.5度以上ある者をいう)
  - ア咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある者、その他体調が悪い者。
  - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
  - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
- 2 受審者は、受審日に自宅等で必ず検温を行う。

主催者が事前に指定する「**受審者確認**票」<u>に氏名、住所、連絡先電話番号及</u> び当日の検温結果を記録し、審査会場に持参する。

- 3 受審者は、実技審査時<u>面マスク\*\*</u>を着用し、それ以外はマスクの着用を厳守すること。
- ※ 面マスクとは面の中で着用するマスクのことをいう。マスクとは、口の上に接するもののことを指します。面の内側に装着するものは面マスクとは呼びません。

#### 第3 入場にあたって

- 1 受審者は、自宅と審査会場との往復の際にはマスクを着用し感染予防に努める。
- 2 審査会場内での密集を避けるため、自転車等での来場を除き、あらかじめ着 替えを行った上で審査会場に入場する。
- 3 主催者は、広い入場口を設置し、受審者が施設に入場する時に行列にならないよう配慮する。

受審者は受付時に、必ず「受審者確認票」の提出を行う。

- (1) 上記対応を拒んだ場合は受審及び入場を認めない。
- (2) 小学生低学年の付き添い(代表1~2名)は認めるが、それ以外の保護者や 見学者等の入場は認めない。

- 4 主催者は、入場口にアルコール除菌液を設置し、受審者は手指消毒を行う。
- 5 受審者は検温を受ける。主催者は、非接触型体温計等により、受審者の検温 を適正、迅速に行う。

検温により体温が37.5度以上ある者は、受審及び入場を認めない。

6 受付が密集した場合、入場制限を行う。

## 第4 審査会場内での留意事項

- 1 受審者並びに関係者は、フィジカル・ディスタンス(人と人の距離、最低で も1メートル、できれば2メートル)を常に保つようにする。
- 2 受審者は、実技審査時には面マスク着用し、それ以外では常にマスクを着用 する。関係者は、マスク及びフェースシールドを着用する。
- 3 受審者並びに関係者は、審査会場内でも、手洗い、うがい、アルコールによる除菌消毒に努める。また、様式トイレで蓋がある場合は、ふたを閉めてから流すこと。
- 4 主催者は、手洗い、うがいの場所をなるべく多く確保し、可能な限り多くの場所に除菌用アルコールを配置する。

## 第5 実技審査

- 1 受審者は実技審査に当たっては、面マスクを必ず着用する。
- 2 主催者は受審者が受審中及び待機中に3密にならないように、面の付けるタイミング、待機中の場所などに配慮し、移動は必要以上の行動にならないように、場所等の確保と指定を行う。

## 第6 筆記試験

1 主催者は受審者を筆記試験会場への移動は速やかに行い、3密を避けるよう に、人数に応じて、筆記試験会場を確保するか、組を分けて適宜入れ替えて実 施する。

#### 第7 「日本剣道形」及び「木刀による基本技稽古法」の審査

- 1 受審者は、間隔(1メートル以上)をとって整列する。
- 2 受審者は、面マスク等を着用して受審する。

## 第8 合格発表

- 1 実技合格者の発表及び登録手続きは、比較的広い場所で行い、密集になることを回避する。
- 2 不合格者は、すみやかに会場から退場する。

## 第9 その他

- 1 関係者は、マスクを着用のうえフェースシールドを着用する。
- 2 休憩時間における審査員控室やトイレが密集状態になることを避ける。
- 3 審査会場では常に換気を行う。可能であれば送風機を設置する。
- 4 受審者は、食事の空箱等、持参した物、ごみは必ず持ち帰る。
- 5 審査会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主 催者に速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。

以上

## 『告知』

- 1 全剣連では、マスク着用に当たって、息苦しさを緩和するため、科学的な調査を経たうえで鼻を出すことを認めていました。
  - 一方この方針に対しては、鼻を出していると稽古中マスクがずれ落ちることが 多い、新型コロナ感染症の収束が見えない中万全を期すべきで ある、などの意見が寄せられました。

また、鼻を出すことは飛沫飛散を防止する効果は認められるものの鼻から飛沫を吸い込むリスクがあり、特に感染しやすいという変異ウイルスが流行り始めていることを考えると、鼻出しによる感染リスクは極力抑制すべきとの意見も専門家から伺いました。

他方、当初ガイドラインを出した頃に比べ現在では、より呼吸のしやすい(息苦しさの少ない)種々のスポーツ用・剣道用マスクが開発、販売され、息苦しさの面からも、鼻を覆った形でのマスク着用も可能となっています。

以上のようなことから全剣連は、「マスク着用に当たっては鼻も覆うこと」として感染予防ガイドライン(補足)を改定しました。

なお、呼吸障害や熱中症の予防のため、稽古に当たっては、長時間の 稽古を避け、適切な休憩とこまめな水分補給などに留意してください。

2 すでに公表しております審査会要項には60歳以上の方には面マスク着 用に加え、シールドの着用をお願いしております。

しかしながら、最近の変異ウイルスは強い感染力があると言われており、 感染予防対策として60歳未満の方々にも面マスクに加えシールドの着用 を強く推奨いたしますので、ご留意願います。

全日本剣道連盟 中谷 行道 受 審 者 確 認 票

受審級・段	
会 場 (○印を)	鳥取・米子・倉吉・八頭・居合
氏 名	
住 所	
電話・連絡先	
検温結果	

## 鳥取県剣道連盟

# 受審者外確認票

役職等	審査員 ・ 役員 ・ 付添			
会 場 (○印を)	鳥取・米子・倉吉・八頭・居合			
氏 名				
住 所				
電話・連絡先				
検温結果				

## 審査会における安全対策について

## 1 審査環境等の整備

常に審査環境の整備に配慮し、安全に実施できる審査環境等の整備に努めること。

## 2 救急措置体制の確保

- (1) 突発事故に対応できる救急措置体制を確保すること。
- (2) AED設置場所の確認と活用方法を把握すること。
- (3) 救急処置を施した後は、状況に応じた事後処置に十分配意すること。

## 3 実技審査時における安全対策

- (1) 受審者の行動等に十分注意を払い、体調不良な受審者の事前把握に努めること。
- (2) 身体に支障がある受審者に対しては、事前にその旨を届け出させ、支障の程度に応じた必要な措置を講ずること。
- (3) 成長期にある者又身体的障害が見られる等、明らかに危険が予測される場合に おいては、立合の相手を考慮に入れた組み合わせ等に配意すること。
- (4) 審査中に異常を認めた場合は、審査主任又は審査員が臨機に中止させ、対処すること。

## 4 受審者に対する安全意識の周知

審査の実施にあたっては、下記の事項について受審者に周知徹底し、受傷事故防止につとめること。

- (1) 全日本剣道連盟発行の『剣道医学Q&A』(第2版)を必読し、健康と安全に対する知識を高めること。
- (2) 準備運動を各自徹底して行うこと。
- (3) 相手に危害を与えるおそれのある行為をさせないこと。

## 5 連絡体制の確保

あらかじめ緊急連絡先を把握し、緊急時には、速やかに連絡できる体制を整える こと。

## 認定による受審 (受審者) の取り扱い

- 1 認定により受審した級位が合格した場合、合格した級位の証書は発行するが、 認定した級位の証書は発行しない。
- 2 認定により受審した級位が不合格となった場合、認定級位の証書は発行する。
- 3 認定により受審申し込みをしたが受審をしなかった場合、受審料は返還しないが認定料は返還する。

氏 名

ED

(児童生徒は保護者が署名、捺印してください)

次の通り、審査料と段級位取得カードを添えて申込ます。

	剣道	段級(	立審査	申 込 書			
住 所							
(電話番号)	(電話(携帯):						
職業							
学 校	学校						
道場名	道場・少年団・教室・クラブ等						
フリガナ							
氏 名			旧姓				
生年月日	昭和 · 年 平成	月 日	生齢	性     歳   別	男・女		
現在段級	段 級	受領年月日	昭・平・⁴	令 年 月	日 受領		
段級取得 カード	有	無	初めて受審	前段位取得都道府県名(鳥取県以外)			
受審希望段級		段	級	· 日本剣道形	のみ受審		
※ 修行開始	昭和・平成・令和 年 月 指導者名 日				印		
☆主な修行場	行場 (旧学校・道場・スポーツ少年団・教室等の名称を記入)						
所の変更							
	受 審 料 円						
	認定料 円						
経費	登 録 料 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円						
	カード再発行料		· 円				
	合	計			円		

## 注意事項

- ・住所、氏名は楷書で正確に記入してください。年齢は、審査日当日の年齢とします。
- ・現在の段・級の受領日は段級取得カード記載の日付を記入してください。
- 性別、段級取得カード・修行開始等の欄は、該当の文字を○で囲んでください。
- ・ 3級以上の受審者は木刀を、初段以上の受審者は木刀・筆記用具を持参してください。
- ・登録料等の納付金は合格した後、即納してください。
- ・審査当日の欠席については、審査料の返金はいたしません。
- ・※印の欄は初めての受審者のみ記入し、指導者の確認の署名捺印を受けてください。

(指導者名の欄で、中・高等学校の部活動に入部している者は顧問名を記入してください。)
☆ 前段位を県外で取得した者は、当該都道府県剣道連盟の段位取得証明書を添付してください。
☆ 主な修行場所を変更した場合、新しい修行場所の名称を記入してください。

## 居合道昇段審查学科試験問題

## 1. 初・二 段

- 問1 居合道の理念について述べなさい。(各段位共通問題)
- 問2 居合道修錬の心構えについて述べなさい。(各段位共通問題)
- 問3 全日本剣道連盟居合の技名12本を書きなさい。
- 問4 日本刀および拵(こしらえ)の各部名称を5つ挙げなさい。
- 問5 抜付けについて述べなさい。

## 2. 三段

- 問1 居合道修業上の目的を述べなさい。
- 間2 居合道実施上の注意事項を4つ挙げなさい。
- 問3 残心について述べなさい。
- 問4 序破急について述べなさい。
- 問5 切り下ろしについて述べなさい。

## 3. 四・五段

- 問1 居合道指導上の要点を4つ挙げなさい。
- 問2 気剣体の一致について述べなさい。
- 問3 守破離について述べなさい。
- 問4 間合いについて述べなさい。
- 問5 剣居一体について述べなさい。

#### ※学科試験実施について

- ・実技試験に合格した者のみ学科試験を実施する。
- ・試験問題は、審査の当日設問の中から2問を選択し出題する。

## 居合道昇級・昇段審査実技の内容

- 1. 6級以下 全日本剣道連盟居合 自由1本(木刀使用を認める)
- 2.3~5級 全日本剣道連盟居合 自由3本(木刀使用を認める)
- 3.2級 全日本剣道連盟居合 自由3本
- 4.1級 全日本剣道連盟居合 自由5本(演武時間6分)
- 5. 初~3段 全日本剣道連盟居合 指定技5本(演武時間6分)
- 6. 4~5段 全日本剣道連盟居 指定技4本及び古流1本(演武時間6分)
- ※受験資格・受験料は剣道の規定に準ずる。